

大阪市民病院機構における障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針

(目的)

第1条 この方針は、「国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」第9条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」と言う。）における就労支援事業所等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めることにより、障がい者就労支援事業所等からの優先的な調達に努めるとともに、受注機会の増大を図る措置を講じることをもって障がい者就労支援事業所等で就労する障がい者の自立の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この方針において、次に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

(1) 障がい者就労支援事業所等

次のアからカまでの施設等をいう。

ア 障がい者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障がい福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

エ 障がい者の雇用の促進等に関する法律に規定する特例子会社

オ 次の①～③のすべてに該当する重度障がい者多数雇用事業所

① 障がい者の雇用数が5人以上

② 障がい者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が30%以上

カ 在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

(2) 物品等

障がい者就労支援事業所等から調達する物品及び役務の提供をいう。

(3) 共同受注窓口

受注内容に対応可能な複数の障がい者就労支援事業所等にあっせん・仲介する業務を行う機関をいう。

(対象物品等及び対象組織)

第3条 法人が調達する物品及び役務を対象とし、法人のすべての組織において取り組むものとする。

(共同受注窓口)

第4条 共同受注窓口により調達される物品等については、障がい者就労支援事業所等からの調達に準じた取り扱いとする。

(情報の提供)

第5条 法人は、物品等の調達が円滑に行えるよう、調達の推進のために必要な情報を提供することに努める。

(物品等の調達に伴う契約)

第6条 障がい者就労支援事業所等から調達することが可能な物品及び役務の調達において、大阪市民病院機構契約規程第14条の規定により随意契約によることができる場合は、予算の適切な執行に配慮し、障がい者就労支援事業所等を経営する者と契約するよう努めるものとする。

(その他)

第7条 物品等の調達における契約手続きについては、大阪市民病院機構契約規程の規定によるものとする。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。